



クレジットカード取り扱いに関する細則

2022 年 10 月 19 日 第 3 回総務財務委員承認

(目的)

第 1 条 本細則は、経理規程運用に関する規約（0301-01）第 6 条第 3 項に基づき、クレジットカードの取り扱いにかかわる事項について定め、当該カードの使用を明瞭かつ適正におこなうことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において法人カードとは、銀行および信販会社またはその子会社（以下、「カード発行会社」という）が法人に対して発行するクレジットカードをいう。

(法人カードの契約)

第 3 条 近年のインターネットを介した商品の購入、サービス等の提供を受けるにあたりクレジットカード決済が増加傾向にあり、支払方法がクレジットカード決済のみの場合もあるため、円滑な事務処理および業務軽減を図る目的で契約する。

(保管場所)

第 4 条 法人カードは、事務局内の施錠できる場所に保管し、事務局外に持ち出さない。

(管理責任者)

第 5 条 法人カードの保管管理をおこなうため管理責任者をおくこととし、事務局長を管理責任者とする。

(管理責任者の責務)

第 6 条 管理責任者は、法人カード使用の申請があった場合は、提出された証憑書類で使用目的・金額を確認し、カード発行会社が発行する利用明細とカード支払日の支払金額を確認しなければならない。

(カード使用者の責務)

第 7 条 カード使用者は、法人カードの使用が第 9 条に掲げる不正使用とみなされないように注意し、電子承認システムで申請して上長の承認を得てから、カード決済については事務局長の承認を得なければならない。

2 カード使用者は、証憑書類として領収書や利用明細書、請求書等を提出する。

(法人カードの紛失盗難等)

第8条 管理責任者は、紛失または盗難にあったときは、ただちに所管する警察署に紛失等の届出をおこなうとともに、カード発行会社に対してカードの利用停止等の措置を求めるものとする。

(法人カードの不正使用)

第9条 法人カードの使用が、次の各号に該当するときは、これをカードの不正使用とみなす。

(1) 私的に利用した場合

(2) 法人カードの使用約款に違反して使用した場合

2 管理責任者は、前項各号に掲げる不正使用を発見した場合は、ただちに財務理事にその状況を報告するものとする。

(法人カードの不正使用に対する損害賠償)

第10条 財務理事は、前条第1項に掲げる法人カードの不正使用により法人に損害が発生したと認めた場合は、カード使用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、その他の使用に関しては、法人カードの規約にしたがう。

(改定)

第12条 本細則の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2022年10月19日 第3回総務財務委員会制定、同日施行
2022年10月28日 第4回理事会報告

附則

- 1 2022年10月19日承認の細則は、総務財務委員会承認の日から施行する。